

平成28年2月定例教育委員会会議録

日 時	平成28年2月9日（火） 午後3時00分～午後4時55分
場 所	秦野市役所本庁舎3階講堂
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 佐藤 正男 教育部参事 鈴木 健次 図書館館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 教育総務課課長代理（庶務担当） 鈴木 利昭 学校教育課長 片野 新治 教育総務課庶務班主任主事 水野 統之 教育指導課長兼 教育研究所長 柏木 荘一
傍聴者	2名
会議次第	<p style="text-align: center;">2月定例教育委員会会議</p> <p>日 時 平成28年2月9日（火） 午後3時00分</p> <p>場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>（1）平成28年3月の開催行事等について</p> <p>（2）臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第3号 市立小中学校教職員の人事上の措置について</p> <p>（3）給食における異物混入について</p> <p>（4）子ども等に関する事案について</p> <p>（5）宮永岳彦記念美術館企画展「宮永岳彦 和の世界」について</p> <p>（6）報徳仕法を広める講演会について</p> <p>（7）特別展示「二宮尊徳と報徳思想」について</p> <p>（8）清水眞砂子氏講演会「子どもの本の持つ力」について</p> <p>4 議 案</p>

	<p>(1) 議案第2号 平成28年度秦野市一般会計（教育費）予算案について</p> <p>(2) 議案第3号 平成27年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正案について</p> <p>(3) 議案第4号 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正することについて</p> <p>(4) 議案第5号 秦野市立幼稚園一時預かり事業の実施に関する規則を制定することについて</p> <p>(5) 議案第6号 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正することについて</p> <p>(6) 議案第7号 秦野市学校運営協議会規則を制定することについて</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 平成28年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について</p> <p>(2) 秦野市教育委員会職員の退職管理に関する規則を制定することについて</p> <p>(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を制定することについて</p> <p>(4) 行政不服審査法の全面改正に伴う秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについて</p> <p>(5) 秦野市立幼稚園園則及び秦野市立学校教育施設の開放に関する規則の一部を改正することについて</p> <p>(6) 小学校長による幼稚園長の併任について</p> <p>(7) 秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 県立秦野養護学校小学部・中学部（末広校舎）の設置について</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、ただいまから2月の定例教育委員会会議を開催いたします。お手許の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず会議録の承認について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。尚、秘密会についてはご意見やご質問がある場合は会議終了後、事務局に申し出てください。

何かありますか。

—特になし—

それではないようですので、会議録を承認します。

秘密会の取り扱いについてですが、「3教育長報告及び提案」の「(2) 臨時代理の報告について」「ア、報告第3号 市立小

教育長

中学校教職員の人事上の措置について」及び「(4) 子ども等に関する事案について」並びに「5 協議事項の(6) 小学校長による幼稚園長の併任については非公開情報等が含まれているため、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

ー異議なしー

よって、3 (2) ア及び(4)、並びに5 (6) は秘密会といたします。

それでは「教育長の報告の報告及び提案」についてお願いいたします。

それでは資料の1をご覧くださいと思います。3月の行事予定でございます。年度末ということで、まず2月中の、これは25日から3月24日まで市議会の第1回の定例会、予算議会でございます。内容につきましては代表質問、議案審議、一般質問、予算委員会という形で、ここに記載の通りでございます。

それから3月8日と22日は例月のブックスタート事業でございます。

それから3月12、13が南が丘公民館まつり。

それと14日が中学校の卒業式です。

それから15日には第3回の社会教育委員会議を予定しております。

それから3月17日が幼稚園の卒園式。

翌18日が小学校の卒業式。

同じく同日、3月の定例教育委員会会議を予定しております。

それから19日、土曜日ですが、ミュージアムさくら塾の第6回「上秦野の原始・古代」ということで、桜土手古墳展示館で実施いたします。

3月22日が幼稚園修了式。

それから25日が小・中学校の修了式。

それと年度末3月31日が辞令交付式で、退職者・転出者等の辞令交付を行います。

私からは以上でございます。次からは課長から説明をいたします。

学校教育課長

私からは資料3の給食における異物混入についてご報告いたします。

資料3ですが、皆様には既にご報告させていただいておりますが、1月21日に堀川小学校の給食で起こった事案でございます。

状況につきましては、給食のメニューの「さけのガレット」、鮭とじゃがいも、こねぎを薄く焼きあげたものでございますが、

この中に5ミリ程度の金属片が混入していたものでございます。5年生の女子児童が食べているときに気づいたもので、児童に特に健康被害はございませんでした。また他に別の混入はございませんでした。

その後、調理の手順1つ1つを確認しながら原因について調査をしたところ、回転釜のちょうど真上のところに換気扇が設置されている箇所が1つございまして、念のためにそのカバーを外したところ、ステンレス製の鉄の格子でできている、形状のものでございますが、その鉄の格子の部分の溶接を修理した箇所が幾つかございました。その色とか素材が一致するということから、具体的な箇所は特定できませんでしたけれども、そのうちのいずれかの修理箇所から欠落して釜のほうに混入したものではないかなという判断をいたしております。

念のため、その後、今もやっているんですが、他の学校の換気扇もチェックしております。

私からは以上でございます。

私からは2点の報告事項を説明いたします。最初に資料4をご覧ください。

本市出身の宮永画伯の業績を紹介する宮永岳彦記念美術館では半年ごとに常設展示室の展示替えを行っています。今回は2月10日から8月7日まで「和の世界」をタイトルに伝統的な和の要素を取り入れた作品を中心に紹介します。また、展示替えと合わせて、音楽を通じて気軽に美術館に訪れ、宮永作品と触れ合える機会としてギャラリーコンサートを2月20日土曜日、午後2時から開催します。28回目となる今回は首都圏などでライブ活動を行っている女性シンガーソングライターのジョンファのピアノ弾き語りとギャラリートークを行います。

続きまして資料5、報徳仕法を広める講演会についてですが、本市では「全国報徳サミット秦野市大会」を契機に報徳仕法を学び、現在でも通じるその精神をこれからのまちづくりや人づくりに生かすため、報徳仕法への市民理解を広める啓発事業に取り組んでいます。

この一環として講演会を2月20日土曜日の午前10時から図書館視聴覚室で開催します。講師には二宮家総本家当主の二宮康裕氏をお招きしますが、講演では尊徳の人づくりやまちづくりについて語っていただきます。後ほど図書館長からも報告がありますが、会場となる図書館の前田夕暮記念室では、特別展示「二宮尊徳と報徳仕法」が開催されていますので、参加者には特別展示

と合わせて報徳仕法への周知を図っていきたいと考えています。

なお、前回の会議で高橋委員から二宮家総本家についてのご質問がありました。このことを調査確認をするために1月28日に私と担当者、そして望月教育委員長にも同行していただき、小田原市栢山の尊徳記念館を初め、二宮総本家の菩提寺の善栄寺など、二宮尊徳や総本家にゆかりのある地を視察しました。本日、机上配付しました参考資料がその結果をまとめたものです。

二宮家は戦国時代、ちょうど北条早雲が活躍していたところに栢山に土着して農民になり、代々、伊右衛門家を名乗っていました。3代目伊右衛門の時代、尊徳から見て6代前になりますが、そのときに二宮家が3つに分家いたしました。尊徳が分家の一つの三郎左衛門の家系で、今回講師の二宮康裕氏は本家の伊右衛門家の家系にあたるという形になっています。このことは尊徳記念館が所蔵する昭和40年に調査した二宮氏一族家系図、これは門外不出ということで閲覧だけとなっていますが、記念館の担当者からその資料を見せていただき確認しました。担当者の話では康裕氏は善栄寺にある総本家のお墓の管理をしているとのことでした。

それから、全国報徳サミットについて口頭で申し訳ございませんが報告をさせていただきます。平成28年度は福島県南相馬市で開催されますが、南相馬市から開催日の連絡がありました。サミットは10月8日土曜日に南相馬市の市民文化会館で開催され、前日の7日には全国報徳研究市町村協議会の総会が行われます。この大会には市民参加ツアーを実施するとともに、教育委員の皆さま、それから社会教育委員にも参加をお願いしていく予定となっています。新年度に入ってから詳細をご案内しますので、よろしく申し上げます。

図書館長

私からは次第にあります6番、7番についてご説明いたします。

6番、特別展示「二宮尊徳と報徳思想」について資料6番をお目通しいただければと思います。今回、特別展示「二宮尊徳と報徳思想」については神奈川県立図書館の特別コレクションであります「報徳コレクション」の一部を借用いたしまして、図書館2階の前田夕暮記念室の半分を使いまして、様々な書籍等を展示しております。展示期間は2月5日から2月25日、午前9時から午後5時までということで開催しております。中には非常に貴重なもの、また福住さんが書かれた本、明治初年の時期に書かれた貴重な本等がございますので、また委員の皆さんもお時間がありましたら見ていただければと思っております。

続きまして資料7、清水眞砂子氏の講演会「子どもの本の持つ

力」について資料の7をお目通しいただければと思います。

この清水眞砂子さんは児童文学家、翻訳家で現在、静岡県にお住まいです。ゲド戦記の翻訳を出されております。図書館でも数年前から講演をお願いいたしており、今回講演をお願いすることができました。日時が2月27日の土曜日、午後2時から図書館視聴覚室で行います。現在募集いたしまして、昨日の時点で51名の応募があります。貴重なお話をしていただけるものと思いますので、委員の皆様、お時間がありましたら参加いただければと思います。

図書館からは以上です。

望月委員長

それでは教育長報告に対してご意見、ご質問をお願いします。1から8まで一括して受けたいと思いますが、何かありますか。

飯田委員

資料6番の展示の件なんですけれども、この展示のリストの中の青い字は秦野市の図書館が所蔵しているということなんです。この期間でないとはやはり見れない訳ですか。

図書館長

今、飯田委員からご質問がありましたように、この資料の中にあります青い字は図書館所蔵のものになっておりますので、この期間中では、この本について展示しておりますので、終わった後であれば貸し出しもしております。図書館では、二宮尊徳関係の資料は約200点位の著書等があると確認しております。是非、ご利用いただければと思います。黒字になっているのは今回、県立図書館からお借りしたのになっております。

飯田委員

では黒字はこの期間中ですか。

図書館長

期間中のみになります。

望月委員長

私も先般、見させていただきまして大変勉強になりました。まず絵本ですが、あれだけ36ヶ国の絵本を集めているというのは非常にすごいなと思いました。それから展示の仕方も非常に工夫されていました。左手の方は館長のアイデアでこういうふうにしたなんていうことで非常にきめ細かいところまで配慮されているなど、大変参考になりました。

それから報徳の方ですけれども、今まで何かの本などで写真を見るだけですが、実際に実物を見て、大変参考になりました。尊徳の理解をさらに深めることができたなと思いました。ありがとうございました。

望月委員長

他にはどうでしょうか。

高橋委員

まず資料3の給食における異物混入についてなんです、やっぱり本当に一生懸命細心の努力を払ってされているのに、こういうような事件が起こるのはなぜだろうと聞いていたんですね。い

ま課長のほうからの説明を聞きまして、換気扇の中を開けてまで原因を究明されたというので本当に、あ、こんなことまでしてもこういうふうな事故ってあり得るんだなと思いました。でもしっかり点検とか原因究明されて、その後の処置がしっかりされているので、できるだけこのような事故が早くなければいいなと思っておりますが、引き続きまたよろしくお願いします。

それと先ほど生涯学習課長から尊徳関係の参考資料をいただきましたが、大変細かくまとめられていて本当に為になります。ありがとうございます。また尊徳の生家は真珠王の御木本さんが買収し寄付されたなど、初めて聞くようなこともたくさん書いてありますので、あとでしっかりと読んで参考にさせていただきたいと思えます。本当にありがとうございました。

望月委員長
片山委員

他にどうでしょうか。

資料4のギャラリーコンサート、これは非常にいいことだと思うんですけども、これは何か選ぶにあたって基準とかあるんですか。

生涯学習課長

出演者の選定基準はとくにありません。出演者をこちらから一本釣りしているのが現状です。

望月委員長

他にどうですか。

尊徳と絡めてなんですけど、右のほうに安居院庄七と草山さんがありますね。私はあれを見たときに、いままで報徳仕法ということで二宮尊徳中心の講演会が多かったんですが、ぼつぼつ安居院庄七と草山貞胤さんに絞った講演会があってもいいのになと思いました。図書館は非常に広いので、例えばどこかの公民館でやってみるとか、そんな方法もとれば、より秦野の生んだ神奈川の偉人100人の1人と理解することができるかなと思ったんです。

それでは議案のほうに移っていいですか。

本定例会では6件の議案が提出されています。初めに議案第2の平成28年度秦野市一般会計（教育費）予算案についての説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第2の秦野市一般会計（教育費）の予算案についてご説明をいたします。28年度秦野市議会の第1回定例会のほうに提出する議案について教育長から意見の申し出が生じたというようなことで議決のほうを求めるものでございます。

おめくりいただきまして、まず予算案ですね。教育費にかかる予算の部分でございます。12の分担金・負担金から一番下21の市債まで合計で28年度当初予算、1億7,043万6,00

0円ということで前年度に比較しまして8, 106万4, 000円、32.23%の減になっております。右側の伸率で皆増と入っている部分は預かり保育、養護学校の負担金等、そういったものが前年度になくて、皆増となります。

その他、大きく少なくなっている部分は14の7の教育費の国庫の補助金ですね。これが約3,000万円ほど減っております。それと一番下21の市債の教育費、6,600万円ほど減っております。これはいずれも新年度の学校改修の関係で、国庫事業が減ったというようなところで、それに伴って対象となる市債をする事業が減ったというふうなことでございます。

おめくりをいただきまして歳出総括の部分でございます。人件費を除いた部分の総括表でございます。一番下の教育費の合計20億3,169万7,000円ということで前年度に比較しまして1億5,351万7,000円、約7.03%の減となっております。特に内訳のほうを見ていただくと、2番目の小学校費、これが1億円ほど減っております。1番の学校管理費は3,000万ほど減っております。これは小学校の教科書替え等が27年度はございましたから、その部分等でございます。2番の給食費も約2,000万円ほどでございますが、これも給食の改修の工事費の減でございます。4番の学校建設費の部分も学校改修費の減でございます。その他、大きなところでは4番の幼稚園費でございます。全体では4,468万8,000円減ってございます。一番の教育総務費で1,138万円ほど増えておりますが、これは預かり保育をやったという部分でございます。逆に3番の幼稚園建設費につきましては5,500万円ほど減っております。そういうようなことから、工事費の件が主でございますが、全体としましては約1億5,000万円ほど減っているという状況でございます。

ちなみに教育費全体として、人件費がこれに10億ほど入りますので、約30億ほどの予算となります。市全体の一般会計、これは表はつけておりませんが、来年度総額で497億7,000万ということで、前年に比べて約9億円ほど増えております。過去最高の一般会計の歳入歳出予算ということでございます。

おめくりいただきまして、各課ごとの一覧表と、次の横長のページからは各課ごとの事業の内容について記載がございまして、主な事業及び増減の大きい事業について各課から説明をさせていただきます。

まず教育総務費でございまして、教育総務費の4番、これは通し

番号になってます。4番の西中学校体育館等複合施設整備事業につきましては事業費ごと見直しを行いまして、施設整備に向けた配置や機能、そういったものを取りまとめて整備構想を作成するという事で予算額として900万円ほど計上させていただいております。

5番目の学校施設等一体化研究事業、これは予算額として22万4,000円でございます。これは将来的な構想として幼・小・中が隣接している、そういう部分から一体的な整備の方向性について研究するという新たな事業でございます。

それと8番目でございます。施設維持管理費につきましては1億9,957万8,000円ということで、逆に1,100万円ほど減っております。これは中学校費も同様でございますが、光熱水費、PPSという形で、東電ではなく民間のPPS事業者からの電気を購入することで大分電気料が減ったということで光熱費の中でも特に電気料の予算が減になって1,000万を超える減になっております。

11番は先ほど言いましたように、小学校の改修事業費5,000万円ほど減額になっております。

おめくりいただきまして、2ページ目の中学校費でございます。14番の施設維持管理費も約900万円ほど減っております。電気料の減額によるものでございます。

その他、17番の中学校の改修工事費については約800万ですが、全体的にはそれほど大きな差はございませんでした。

次に幼稚園費につきましては先ほど申しましたように22番の幼稚園型一時預かり事業で、1,459万9,000円、これは新規事業で国の補助制度等を活用して、市の事業として幼稚園型一時預かり事業を実施していくものでございます。

3ページの一番上の24番の幼稚園施設改修費につきましては1,287万ということで5,500万円ほど大幅に減っております。これにつきましては、今年度しぶさわ幼稚園の子ども園化に伴う工事、それと本町幼稚園の100周年に伴う改修事業をやったことで新年度は減っております。

建設事業費が大幅に減った部分は、実は体育館のLED化ですとか、そういったものが今年度で終了いたします。そういうようなことでなかなか国庫補助を対象にする事業ではないんですね。予算付けがなかなか難しい中で今年度は建設の事業費の部分は約1億円、減っているということでございます。

教育総務課からは以上でございます。

学校教育課長

学校教育課の関係の予算につきましては新規を中心に説明させていただきます。

まず1枚おめくりいただきまして4ページをご覧くださいと思います。

11番、小学校教育費でございますが、先ほどお話がありましたように、平成27年が小学校の教科書の採択がございました。その関係から約2,200万が減となっております。

次の12番でございます。小学校ICT環境整備事業費、こちらにつきましては平成28年度が学習意欲、学力向上、さらには特色ある学校づくりを進めるため、小学校を1校研究校として指定いたします。その指定校に対しまして児童用と教職員用のタブレットパソコンを先行的に整備するため予算を新たに計上しております。

19番、給食設備等維持管理費、こちらは平成27年度、今年度に養護学校に伴います改修工事をしております。そのため、2200万が減となっております。

5ページ、25番、中学校教育費でございますが、こちらにつきましては、去年は小学校、28年度は中学校ということで教科書の採択がございました。それに使用します教師用の教科書や指導書、それに関連します必要な教材等の整備が新たに必要となることによりまして増額となっているものでございます。

次に教職員健康管理経費ですが、これは小学校、中学校、幼稚園の3つにまたがるものでございます。4ページ14番、5ページ28番、6ページ38番にまたがるものでございますが、主に教職員の健康診断にかかる経費を計上している費用でございますが、昨年12月1日に労働安全衛生法が一部改正されまして、50名以上の従業員がいる事業所に対しましてストレスチェックの実施について義務化された改正がございました。この改正に伴いましてストレスチェックの実施と、その結果、高ストレスと判定された対象者への医師による面談など、一連の事業を委託するための経費を新たに計上しております。

学校教育課の案件は以上でございます。

教育指導課長

7ページをご覧ください。まず4番、いじめ・不登校対策事業費です。特に新しい事業を開始するわけではございませんが、傾向といたしましては中学校では暴力行為、いじめ、不登校は減少傾向にありますが、小学校では増加傾向になっているということを鑑み、強化していきたいというふうに考えております。

続きまして7番、コミュニティ・スクール研究実践事業費に関

しまして28年度より西中学校でコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度を導入します。合わせて28年度は研究校1校を設けまして、研究に取り組んでいきたいというふうに考えております。

1枚おめくりください。8ページの9番、パサデナ姉妹校派遣事業費です。主に小学校の教員を姉妹都市であるパサデナに派遣しまして、そこで教員が得たことを子どもたちの指導に生かす派遣ということで今年度考えております。

続きまして10番、小学校教育指導助手派遣事業費です。こちらに関しましては51名、2名増員いたしまして49名から51名で実施したいと考えております。

続きまして12番、特別支援学級介助員経費、こちらに関しましても43名から45名、2名の増員で考えております。

続きまして教育研究所も合わせて説明させていただきます。9ページをご覧ください。

8番、学校ICT推進事業費です。ICT支援員を12月から派遣しておりますが、28年度は4月当初から派遣しまして、ICTの活用、学力向上に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

10ページをご覧ください。生涯学習では、家族や地域の教育力の低下が高まっている中、家族の絆を深め、家庭教育力の向上を主眼に事業を展開していきます。特に地域資源、本市の歴史を学び、その成果を地域に生かすということを目的に開催している「ふるさと講座」について、これまで本市の歴史文化や、防災や環境などの現代的課題のほか、新たに公開講座として地域の著名な人材にスポットを当て、家族の絆などをテーマとして開催することし、予算的には増額となっています。

次に、「生涯学習推進費」ですが、その中で親子川柳大会、親と子の音楽会、それから通学合宿などの事業費を計上しています。また、報徳仕法の市民啓発事業や全国報徳サミット南相馬市大会への市民参加ツアーなどにも取り組んでいきます。

最後に「公民館管理運営費」ですが、身近な生涯活動・コミュニティ活動の地域拠点である公民館については、利用環境の向上や施設の長寿化を図るため、耐用年数や劣化状況を考慮しまして策定している「重要設備更新計画」に基づき、順次計画的に改修を進めています。今後、使用料見直しもある中でさらに利用者の利便向上を図っていくことが求められていますので、営繕工事費

図書館長

として、本町公民館空調設備改修を初め、南・上・東の各公民館の高圧ケーブル等更新などに取り組んでいきます。

11ページになります図書館費ですが、2番、施設維持管理費では、28年度要求が779万2,000円になっております。新年度では、視聴覚教室の改修工事等工事費、施設維持管理費の一部につきましては、本年4月1日から新しくできますカルチャーパーク課の方へ、施設維持管理費の約1,037万5,000円が移行します関係で金額が少なくなっております。

それと8番の図書館事務費になりますが、28年度は7,075万6,000円を予算として計上しております。28年6月から新たな窓口委託業務更新に向けまして、現在の図書館の開館時間を土曜日、日曜日を午後5時から午後7時へ、開館時間を延長し、窓口カウンター等の充実を図りながら市民サービス向上を図ってまいりたいと考えております。

図書館からは以上になります。

望月委員長
片山委員

それでは予算案についての質問、ご意見等はございますか。

11ページの公民館、最初1億2,500万となってるんですけど、これは下がることで何か具体的に影響というのは出ないんですか。

生涯学習課長

当初、要求額に対して下げたということだったんですが、先ほどお話にあった施設の設備の状況とか、そういうことを踏まえて更新計画をつくっております、それに基づいて当初予算は増強しておりますが、全庁的な財政状況が少ない中で、最終的にはいろいろ絞った形になっています。影響がないかと言われますと何とも言えませんが、当然施設の設備等が壊れて利用ができないという形になってしまうと非常に問題が出ますが、この予算の中は、今最低限新年度に頼るべきだという形でとらえてますが、日々も設備の確認等をして、そういうことがないような形にはしていきたいと思っております。以上でございます。

望月委員長

他にどうでしょうか。

秦野市はPTA連絡協議会の補助がいつも学校教育課になってるんですね。そこには何か理由があって学校教育課のほうに予算計上してあるんじゃないかなと思うんですが、その背景は誰かご存じですか。

学校教育課長

私も詳しいことはわからないんですが、かつては社会教育課、いまは生涯学習課という名前になってるんですが、そのころには社会教育団体の1つとして、そちらのほうからこちらに入っていた、という話は聞いたことがあるんですが、PTAということで

望月委員長

学校主体の、学校に関するというところから学校教育課に移ったのではないかと、そういうふうに認識しております。

本来の趣旨から言えば、社会教育、しかしながら社会教育団体といえども学校教育に大きく関わってくるから学校教育課で、本市としては予算計上することが望ましいということであればそれでいいと思います。そういうことも踏まえながら、ちょっと検討していただければと思います。私もいろいろとまた検討したいと思います。

他によろしいですか。

それでは議案第2号平成28年度秦野市一般会計（教育費）予算案について原案の通り可決することにご異議はございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第2号は原案の通り可決されました。

続いて議案第3号、平成27年度秦野市一般会計予算の補正案についての説明をお願いします。

教育総務課長

それでは議案第3号についてご説明をいたします。これにつきましては27年度秦野市一般会計予算の補正について市長のほうに意見の申し出という必要性があるというようなことで議決を求めらるものでございます。

提案理由に書いてございます西中学校等複合施設整備運営事業、これにつきましてはご承知のように27年5月に応募辞退を受けて、公設民営方式から公設公営方式に整備手法を変更するとともに、消防西分署と体育館等を分離整備するというような見直しを行いまして、政策会議の決定を受けるというようなことから、この債務負担行為、数年間にわたって債務という予算を負担する場合に設定するものでございまして、公設民営のDBO方式を前提に向こう13年間を見通して債務負担を設定しておりますので、整備手法が変わったということで、この債務負担を廃止するものでございます。

おめくりいただきますと、当初、今年度27年度から39年度まで13年間について38億3,076万円の債務負担を設定しましたが、来年度につきましては900万で整備構想を策定していく。その後も設計、工事、その後の維持管理というのは個別に予算の設定をさせていただいて、債務負担行為は設定しないということで、今回の第1回秦野市議会定例会のほうで廃止について提案をするものでございます。

望月委員長

はい、これについて何か質問、ご意見ございますか。

望月委員長

教育総務課長

それでは議案第3の平成27年秦野市一般会計予算の補正案について原案の通り可決することにご異議ございませんか。

－異議なし－

よって議案第3号は原案の通り可決されました。

続きまして議案第4号秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

議案第4号でございます。秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正することについてでございます。これも同様に第1回定例会の議案として提出するにあたって、教育委員会に関することでございます。市長に意見を申し出るために議決を求めるものでございます。

提案理由をご覧ください。本市公立幼稚園保育料の適正化を図るために算定方法を見直して、保育料の額を引き上げるとともに、一方では子育て世帯の負担の軽減、こういったことを目的に所得ですとか世帯構成に応じた保育料体系とするために改正するものでございます。

おめくりいただきまして1ページ目は議案の写しで、提案理由は先ほど申しました理由と同じものを記載させていただいております。

もう1枚おめくりいただきますと、これは条例の一部を改正するという内容で、改正の内容が1ページから3ページまでにあります。内容については横長の新旧対照表のほうがわかりやすいものになりますので、この新旧対照表に基づいてご説明をさせていただきます。

左側が新で、右側が旧でございます。従来の旧のほうを見ていただくと、入園料が5,400円、保育料は1ヶ月8,800円ということで保育料のほうを設定させていただいております。先ほど申しましたように、いわゆる保育料の算定方法、従来電気料ですとか、施設の修繕費ですとか、建物の減価償却ですとか、そういったものを含めてなかったものを今回保育料の算定に含めるということで、おめくりいただくと、2ページに別表がございますけれども、一番下の71,000円以上の世帯は9,800円で、従来このところが8,800円だったものを9,800円に改定ということでございます。

ということで、今まで5,400円、8,800円と書いていたものを別表に掲げるという表現に変えさせていただいております。また今までは8,800円で、その他の生活困窮世帯、低所得世帯については減免措置を条例にできるとし、具体的な金額等

は規則のほうで定めておりましたが、今度は2ページ目の表にございますように、それぞれ生活保護世帯、市民税非課税世帯については入園料、保育料とも無償、市民税の均等割りのみが課税されている世帯については、入園料は無償で保育料は3,000円と。それ以外はその所得に応じまして48,600円未満の所得税の世帯から、71,000円未満の世帯までについてはその所得に応じて段階的な保育料にして、低所得者世帯により手厚い保育料の表にしていくものでございます。

それと2ページの第5条のほうにも実は減免の規定は残しております。右側を見ていただくと、旧のときは生活保護法に規定する保護世帯及びこれに準ずるということで規則のほうでそれを定めていたんですが、今回はこの減免は残してます。災害とかそういうふうな部分で急な減免の必要性が出た場合にとというようなことで減免の措置は残しておりますが、基本的には別表の表の通り、減免すべき世帯の部分は入れているということでございます。

それと5ページのほうにこの保育料の改定の実施でございます。一番下の附則にございます。この条例は平成29年4月1日から施行で、来年の4月からこの保育料の8,800円を9,800円で実施していくと。それまで来年度1年間は現行通り8,800円で実施していく予定でございます。この内容で25日開会の市議会のほうに議案として上程していく予定でございます。

以上でございます。

ありがとうございました。何か質問はございますか。

今回の見直しは子育て世代の負担軽減ということを目的にして行われたと思っているんですが、実際に8,800円一律だったものが所得に応じて9,000円、9,800円を払う方も出てくると。保育料の見直しによって値上げの影響を受ける世帯というのはどのぐらいあるかおわかりでしょうか。

先ほどの表、新旧対照表の2ページにあります別表でございますが、現実的にはいま8,800円ですので、この表の一番右側の保育料(月額)と書いてある部分の、市民税の税額が62,000円以上の世帯が8,800円から9,800円に変わるわけですから、9,000円に変わる世帯もありますけれども、その世帯でございますが、27年度の園児数は、877人います。いまと同じ人数だとした場合にですね。値上げになる世帯については約8割。約650人ぐらいでございます。逆に値下げになる低所得世帯は177人ということで約20%ということで、低所得の世帯の2割の方は同額か減額になる。それ以外の世帯の方には

望月委員長
高橋委員

教育総務課長

望月委員長
高橋委員

基本的に月額で値上げになるということでありませう。

よろしいですか。

それは1,000円程度値上げになる人もいるわけで、もしわかっただら結構なんですけれども、公立の幼稚園って神奈川県に数は少ないと思うんですが、他市の幼稚園の保育料というのはおわかりですか。

教育総務課長

市内には公立幼稚園は、こども園になったのも含めて14園で非常に多いわけでございますが、相模原に3園ございます。あと横須賀市に2園、平塚5園、小田原6園、南足柄5園というようなことで5つの市で公立の幼稚園の設置がされております。いろいろ低所得への配慮というのは各市で違ふわけですけども、基本的な、うちで言う9,800円と比べたときには相模原、小田原が12,000円から20,000円というようなことで幅はあるんですが、公私同額にしております。横須賀市はうちの9,800円と比べると11,000円です。平塚は12,300円、逆に南足柄は6,500円という形で非常に低い状況になっております。

望月委員長
教育総務課長

秦野は安いほうですか。

どちらかというとないほうです。全体の数が少ないということで平均的だと言えは平均的だと思ひます。

望月委員長

いいですか。他にどうですか。

それでは議案第4の秦野市立幼稚園入園料及び保育料の徴収条例の一部を改正することについて、議案の通り可決することにご異議はございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって議案第4は原案の通り可決されました。

続いて議案第5号、秦野市立幼稚園一時預かり事業に関する規則を制定することについての説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは議案第5号、秦野市立幼稚園一時預かり事業の実施に関する規則の制定についてご説明をさせていただきます。先ほどの保育料の改定と同様に、先ほどちょっと言い漏らしましたが、本年1月に議決をいただいた公立幼稚園の運営配置実施計画、これに位置づけた計画の実現に向けた規則の制定となります。

提案理由にございますが、公立幼稚園における子育て支援策として幼稚園型一時預かり事業を実施するために制定するものでございます。

おめくりをいただきまして、実施に関する規則でございます。2条で対象者はその園に在園する園児であるということ、3条で

定員につきましては、1園あたり基本的に20名。それと4条で実施日、実施時間として、国民の祝日ですとか年末年始を除いて月曜日から金曜日までとするというふうなこと、それと実施時間につきましては基本的には通常の教育時間、終了が2時半でございますので、午後2時半から6時まで、これを基本とします。それ以外の週1回は11時半に終わるときがございます。その他、長期休業中の利用、午前、午後、1日というふうなことで、これは要領にもございますので、ここで5区分の利用区分を発表させていただきます。

おめくりいただきまして2ページになります。8条に一時預かりの利用料ということで、負担の額としまして別表1に定めるということで、2ページの一番下から3ページにかけてございますが、先ほど申しました基本的な保育時間が、終了後の2時半から6時までの場合は400円。これをベースに概ね1時間あたり100円で、端数の場合は有利になるように切り捨てるような形で、それ以外の部分については300円から900円、それぞれ時間に応じて保育料を設定していくというふうなことでございます。

それと2ページの下にございます附則にございますが、平成28年4月からこの一時預かりの事業を実施していくというところでございます。以上でございます。

質問ありますか。

幼稚園型一時預かりの事業なんですけれども、従来実施している預かり保育との変更点というのがあれば教えていただければ。

大きな変更点は先ほど申しました4条の実施日と実施時間でございます。従来の場合各園で委員会を組織してやっていたということで、週5日やることもあれば、週2日の場合もあると。そのニーズに応じて実施してましたが、ここに書いておりますように、市の事業として月曜日から金曜日まですべてやるというふうな、安定的にやっていくという言い方ですが、今までの実施の総数から比べると5割増になるということで、あと夏休みと冬休み、あと年度切り換えですね。そういったものも12月29日から1月3日までの本当の年末年始以外は休業中も実施していく、そんなことで確か日数で57%ぐらい、いままでの実施総数よりも増えると。それが1つ大きく変わります。それと実施時間は先ほど基本的に2時半から6時までという話をさせていただきましたが、従来の実施では午後5時までということですので1時間長く実施するという形でございます。その2点が大きく変わったところであります。

望月委員長
飯田委員

教育総務課長

望月委員長
教育総務課長
飯田委員

それから利用額が全部同じなんですね。

そうですね。400円とするという形です。

よろしいですか。もう1つ、いま課長が言ったように市の事業として実施するという事なんですが、具体的な効果というか、どのようなものが見込まれるか。

教育総務課長

今言いましたように時間ですとか、日にちが多くなったり延びたりというふうなことで、利用しやすい、安定的なサービスということは子育て支援の拡充につながるというふうなことで、前もお話ししたように、これは国がつくった幼稚園型一時預かり制度という新しい子ども子育て制度の中でできた事業に乗って実施しています。そういうことで効果といいますか、1つには実際に事業実施の中で、持ち出しの3分の2を国と県が国庫補助でやってくれと。事業側としてはそういう大きな効果があります。それと実際に今回の預かり保育をやることによって、今度は利用しやすい、安定的なサービスになると。平日も長期休暇もずっとやるというふうなことで、例えば就労している方ですとか、就労を希望されている方の受け入れ、そういったことから待機児童対策の1つにもなるでしょうし、公立幼稚園が地域の子育て施設、そういった部分の位置づけの中で園児数が減少してきているというふうなこともございますので、地域の子ども子育て幼児教育施設として減少等に歯止めがかかるんじゃないか、そういった効果があるのではないかと考えているところです。

望月委員長
高橋委員

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

ちなみに、この預かり事業の料金なんですけど、1時間100円ということで大変お安いと思うんですが、この算定はどのようにされてるんですか。

教育総務課長

実はこの400円は先ほど申しました国の補助制度を活用してというお話をさせていただきましたが、国の補助制度の基本的な一人当たりの4時間程度預かる場合の保育料の2分の1を補助基準単価として400円に設定しています。その3分の2を補助するもので、2分の1を受益者負担、2分の1を公費で負担する。その公費の負担のうちの3分の2は国と県で見ましょう。残りの3分の1は市で見てください。そんなような形でそれぞれ400円ずつにしているというふうなことです。

望月委員長

それでは本案について原案の通り可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって議案第5号は原案の通り可決されました。

教育指導課長

続いて議案第6の秦野市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正することについての説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。第6号に関しましてはコミュニティ・スクールを導入するにあたりまして、学校運営協議会の委員の報酬を定めるために秦野市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

2枚おめくりください。学校運営協議会の委員の報酬につきましては年額12,000円ということで規定したいというふうに考えております。以上です。

望月委員長

何か質問ありますか。

この運営協議会の委員さんは全く無償のところもあったし、世田谷区なんかは全く無償ですね。ここに示されてる額というのは妥当かな、なんていうふうに思いましたね。ただ回数について、後で十分議論していただきたいんですが、年3回じゃダメですよ。でもこれは年額ですから妥当な額かなというふうに僕は思います。

それでは本案について原案通り可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

それでは議案第6号、秦野市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正することについては原案の通り可決いたしました。

続いて、議案第7号秦野市学校運営協議会規則を制定することについて、説明をお願いします。

教育指導課長

第7号につきましては学校運営協議会の規則を定めるものです。12月の教育委員会会議の協議の折りにいただいたご意見、また文書法制課で文言等を整理していただいておりますので、その上で本日は議案として提出させていただきました。よろしくをお願いいたします。

望月委員長

ご意見、ご質問等ありますか。

それでは私のほうから。まず第5条ですが、指定校にあたっては校長の意見具申権には変更を生じないということなんですが、これは校長の具申権があると同時に、教育委員会には内申権もあるわけですので、ここに指定校にあたっては市町村、いわゆる教育委員会の内申権、校長の意見具申権には変更を生じない。教育委員会の内申権を入れるかどうか、これはちょっと検討していただきたいと思います。

それから第10条の2、委員は次に掲げる行為をしてはならない。委員としてふさわしくない行為、行為だけでいいかどうか。言動ということのほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、この辺も検討していただければと思います。それから、どこに入れるかというのは検討の余地があるんですが、いま本市では報酬が決まりましたので、例えば委員の報酬は別に定めるとかいうのを入れてもいいんじゃないかなというようなことを思っております。

それから1ページのほうの学校運営の方針ですね。第4条の教育目標及び学校運営方針ですが、この方針の対象となる事項というものもある程度整理しておいたほうがよろしいんじゃないかなと思いますね。例えば前回載っていた施設管理とか予算執行というようなところはここに含まれるかどうかですね。これは文科省の考え方では含まれるという考え方もあるんですけども、それは地域とか学校の実態に応じて教育委員会附則で定めるということになれば、それを入れなくてすっきりさせる、なんていいと思うんですね。これは後でまた議論をしたほうがよろしいんじゃないかなと思います。

それから開催は3回じゃ駄目ですよ。3回ですと形式的になっちゃうから、南が丘の育む協議会は年5回やってるんです。5回やるといういろいろな意見が交換できるんです。世田谷は1月の下旬に学校運営協議会に参加したんですが、ボトムアップで毎月やるから、本当にいい雰囲気やってるんです。ですから回数は多いほうがいいと思いますが、どの程度にするか検討していただきたいと思います。

それから研修の実施ということが書いてありますが、これは大変いいと思います。委員の選出、これは年齢のバランスと同時に、委員の資質でコミュニティ・スクールの指定も私はいろいろな学校に聞き取り調査に行ったんですが、委員によって違いますね。ですから委員の資質、見識等のある委員さんをできるだけ選ぶようにしたほうがいいと思います。

それから研修は市教委のほうで主体的に持つことが望ましいと思います。文科省もありますが、市教委が主体的に進めるようなことを考えたらと思います。これは議案ですが、ほぼ97～8%煮詰まっていますので、修正については事務局におまかせして、承認していただくことでよろしいですか。

－異議なし－

それでは議案第7号、秦野市学校運営協議会規則を制定するこ

望月委員長

とについては原案の通り可決いたしました。

続きまして協議事項に入らせていただきますが、協議事項（１）平成２８年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について説明をお願いします。

それでは教育委員会の基本方針及び主要施策についてご説明させていただきます。

この基本方針及び主要施策につきましては、今回は今年度中に策定します教育大綱、また教育目標の実現、そういった実現のために教育課題の解消ですとか、また今年度策定をいただいています「はだのわくわく教育プラン」こういった基本方針に則して、次の通り基本方針を定めますということで、１から５番までございます。これは「わくわく教育プラン」の基本方針と同じ基本方針でございます。

おめくりいただきまして２ページのほうにその基本方針に則して２８年の主要施策ということで抜き出しさせていただいております。議案のほうで予算の検討をいただきましたが、その内容の主要なものを抜き出しているような形でございます。

まず基本方針の１の部分では、確かな学力の定着・向上から６番目の子育て支援の充実ということで、特に⑤のＩＴ化の推進というような部分は予算的にも大きな部分ということと、先ほど預かり事業が、１、４６０万円ほどの予算で実施していくと。

２番目の学校づくりの部分では１番目の学校支援づくりということでコミュニティ・スクールの推進。その他、支援教育というような部分も全体の額は大きいですが、予算的には増額してというようなことで３項目ですね。特色ある教育の推進まで３項目ございます。３ページ目の（３）の教育環境づくりの部分では西中学校体育館等の整備ですね。先ほどもお話ししました３番目の一体化整備の研究、５番目のＩＣＴ教育の環境整備というところでタブレット端末の整備、そういった部分を入れさせて、全部で６項目載せさせていただいております

４ページにつきましては生涯学習の推進ということで、１番目に公民館事業の充実、３番目に図書館サービスの充実ということで、委託の充実といった部分もございますが、公民館の施設の長寿命化まで５項目でございます。

５番目の文化活動、文化財等の部分につきましては市民文化の向上のための支援、以下３点ということです。

その他、横長で今回の「はだのわくわく教育プラン」の施策の体系図というものを付けさせていただいております。教育プランの

望月委員長

ほうも、今パブリックコメントを実施しておりますので、3月の定例教育委員会の中には教育プランの議決をいただくとともに、この基本方針、主要施策も合わせて議決をいただいて、当然この主要施策については例年行ってます教育委員会の点検評価の項目、全部で23事業ございます。点検評価の対象事業というふうなことになります。以上でございます。

質問ありますか。

これは予算成立上でということでご理解していただき、よろしいでしょうか。

次に協議事項（2）秦野市教育委員会職員の退職者管理に関する規則を制定することについて。

教育総務課長

協議事項につきましては資料の一番上に書いておりますが、地方公務員法の改正が一昨年ですか、26年の5月にされました。本年4月から施行するということで、それに伴う必要な規則の改正を3月定例委員会に上げるということで、その概要についてご説明をするものでございます。

今回のこの地方公務員法、地方独立行政法人法は該当がございませんので、地方公務員法の改正でございますが、この趣旨としましては人事評価制度の導入等により、能力や実績に基づく人事管理の徹底を図ることがこの1番でございます。

2番目で再就職による依頼等の規制の導入等、退職管理の適正を確保するために法令を改正するというようなことで、具体的には1番の能力及び実績に基づく人事管理の徹底で、(1)から(4)まで能力本位の任用制度ですとか、人事評価制度の導入、分限事由の明確化。その他、職務給の原則で条例に等級表をつくるというふうなことで、実はこの1番の(1)から(4)につきましては既に本市の人事課でも教育委員会においても取り扱いの基準ですとかを定めているものでございます。既に実施をしているものでございまして、今回の法改正を受けまして規程という形で全庁的に設定することになりますので、教育委員会の議決事項にはなりません、制定していくことになります。

2番目の退職管理の適正の確保ということで、(1)の元職員による働きかけの禁止。これは離職前5年間在任していた関係する職務については離職後2年間、現職の職員に要求、斡旋をするなどということでございます。(2)の退職管理の適正を確保するための措置ということで、これは斡旋の規制ですとか、求職活動の規制ですとか、再就職の状況の公表で、これにつきましては人事課と協議した結果、秦野市の場合はほぼ再任用というようなこ

とで、国で言うところの天下りの的なものはほとんどございませんので、他市の状況を見て必要なら制定していくと。(3)の再就職情報の届出ですね。条例により再就職した元職員の再就職情報の届出をする。これもほとんどないということで、当面は見送って、同様に他市の状況を見ながら必要な規約等を定めていこうということでございます。

(1)の元職員による働きかけの禁止、これにつきましては規則を制定して退職管理の適正に関する規則を市長部局で制定することになりますので、内容はそれを踏襲するような形になると思いますけれども、教育委員会でも3月で議案を上げていこうということでございます。

1点、この退職管理の元職員の働きかけの禁止は法律の中で教職員は退職時の市町村が対応するということになってますので、いわゆる教育委員会を退職した職員だけではなくて、教職員も対象に働きかけを禁止するような規則を定めることになっていきます。いずれにしましても3月の定例会には規則という形で退職後の働きかけの禁止の規則は議案として挙げさせていただきます。

以上でございます。

何か質問ありますか。

よろしいですか。

それでは次のほうに移らせていただきますが、協議事項(3)障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を制定することについての説明をお願いします。

協議事項の3ということで、これは法律の制定、障害者差別解消法ということで、25年の6月に公布されて、28年4月1日から施行されるものでございます。

おめくりをいただきまして、一番左上に解消法とは、というようなことで、この法律は障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置について定めるとされている法律でございます。

その下の概要のところ、①で「障害を理由とする差別」の禁止ですとか、②で政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すると。3番目のところが該当してくるわけですがけれども、行政機関等ごとに障害を理由とする差別の具体的内容を示す「対応要領」

「対応指針」を作成するというようなことで、これについては「対応要領」をつくるという運営になっておりますので、現在全庁的

望月委員長

教育総務課長

にこの対応の規則、そういったものを定めて、教育委員会にも同様に定めて、障害を理由とする差別の具体的な内容の対応について規程を制定していくというもので、3月の定例教育委員会に議案として挙げますので、事前にご協議をいただくものでございます。

望月委員長

何か質問、ご意見ございますか。

人権とか障害とか、こういうようなことになったり、啓発活動をどう進めるかというのが大きな課題じゃないかなというふうに思うんですが、この障害差別の解消法、例えば市民に周知として理解とか関心を深めるための啓発活動は何か予定はあるかどうかということを知りたいんですが。これは特段秦野市として、行政としてやらないんですか。

教育総務課長

この法律自体はそういう目的ですので、先ほどの規程をつくる、つくらないは別に、この法律に伴って後ほど見開きの右側にございますけれども、不当な差別の扱いだとか、合理的な配慮の不提供というのは下のQ&Aで書いておりますが、車椅子の方が乗り物に乗るときに手助けをするだとか、窓口で障害のある方のコミュニティ手段に対応するだとか、そういったことでこういう法律ができましたというのはパンフレット等で周知することになりますので、担当課は福祉部の障害福祉課のほうになりますけれども、そちらのほうで啓発していくということになります。

望月委員長

パンフレットはもうつくられているんですか。これからつくるんですか。

教育総務課長

こういう法律ができますというポスターはありますけれども、個別のパンフレットというのはまだうちのほうにいただいてないので、いま作成中ではないかと思えます。

望月委員長

私は、いわゆる障害のある方までも作成に入れるとよろしいかなと思ったんです。

他にどうでしょうか。

それでは次に移ります。次の協議事項（4）行政不服審査法の全面改正に伴う秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについての説明をお願いいたします。

教育総務課長

これも前の2件と同様に、本年の4月1日から行政不服審査法が改正になりました。そのために市の規則等の改正の必要性が生じたので3月の定例教育委員会に議案として挙げますので、事前にご協議をいただくものでございます。

まずこういう改正の目的ということで、公正性の向上と使いやすさの向上ということで、まず使いやすさの向上。いままでは審

査請求と異議申立てという2本立てになってたんですが、それを審査請求という部分に一元化するというところでございます。

それと2ページ目でございますが、頭にありますが、使いやすさの向上ということで、申立ての期間は従来60日だったものが3ヶ月というふうなことで改正されているということです。公正性の向上ということで2ページの一番下でございますが、従来は審査の請求から裁決まで法律に位置づけはなかったんですが、今回はその間に裁決する内容の意見書ですとか、第三者機関への諮問、そういったものが法的に位置づけられたというふうなことでございます。

3ページの右側の一番下に、そういった中でも教育委員会は、優れた見識を有する委員で構成された合議体だから、そういった制度ですとか、第三者の諮問については委員会自体でそういうものが担保されていると考えられる。このようなことがございまして、次のページに、これに伴って改正する規則が実は3点ほどございます。まず教育長の事務委任及び臨時代理に関する規則の中で、次に掲げる事項を除き、教育長に委任することができる。掲げる事項は教育長に委任ができないこととなりますが、その事項の中に従来入っていなかった審査請求に関する裁決の決定、これを教育長の委任ができないというふうなことを明記するというところでございます。従来は情報公開条例、その下の規則の改正、その次の個人情報保護条例、規則の改正にはそれぞれ第3条の2号のところ、公開請求に係る不服申立ての決定を教育長の専決事項ということで位置づけしておったところでございますが、それにつきましては不服申立ての決定については削除していくような形で、一方で先ほど申しましたように、臨時代理の部分で委任できないというものをに入れていくというような改正を行うというものでございます。以上でございます。

望月委員長
教育総務課長
望月委員長

これは4月1日からですか。

規則ですね。4月1日から。

これでよろしいでしょうか。

それでは次に移ります。協議事項(5)秦野市立幼稚園園則及び秦野市立学校教育施設の開放に関する規則の一部を改正することについての説明をお願いいたします。

教育総務課長

協議事項と書いておりますが、しぶさわ幼稚園の概要ということで、28年の4月、この4月から幼保連携型こども園にしぶさわ幼稚園が移行いたします。そういった中で秦野市立幼稚園の園則ですとか、学校開放の規則にしぶさわ幼稚園の位置づけがござ

いますので、それを削除する改正を行うというものでございます。

おめくりいただいて、新旧対照表がございます。旧のほうではしぶさわ幼稚園を含めて10園でございました。今度はこども園になりますので所管が市長部局のほうにいきますので、園則を定める公立幼稚園は9園ということになります。

それと同様に学校施設の開放の規則ということで一番最後のページに書いておりますが、今までしぶさわ幼稚園園庭、遊戯室、ホールが教育施設としての対応の対象施設になっておりましたが、今度は市長部局の施設で、教育委員会の管理の施設ではございませんので、いずれもしぶさわ幼稚園という部分を削るということで改正をさせていただきます。改正自体は3月に規則改正をさせていただきますので、来年度4月1日から実施していく予定でおります。

望月委員長

これについて何か質問はありますか。

では、よろしいでしょうか。

それでは協議事項の秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについての説明をお願いします。

図書館長

協議事項7のところは資料になりますが、先ほど図書館を含めますカルチャーパークの整備が今年3月末で完成するにあたりまして、昨年12月、秦野市カルチャーパーク条例が設置されました。この中でカルチャーパーク条例により、構成施設の中で図書館も構成施設の1つになりました。そのことにより、この4月1日からカルチャーパーク課の事務分掌の中で図書館の「維持管理」が含まれるため、従前の秦野市の図書館条例施行規則の中に載っております図書館の事務分掌の中の施設設備の部分を、新しく「日常管理」に変更するため、来月の教育委員会に議案として提出するものです。

参考にカルチャーパーク条例を付けております。第3条のところに構成施設が(1)から(5)まで入っており、図書館については(2)で図書館と含まれますので、規則の改正をするものです。

望月委員長

何か質問ありますか。

公園課と文化会館がカルチャーパーク課に含まれるということなんですか。

図書館長

そうです。

望月委員長

そうすると、今の文化会館の館長さんは今度はいなくなるのですか。

図書館長

新しい組織の中では、カルチャーパーク課の中に、文化会館担

望月委員長

当という位置付けになりますので、館長については、行政経営課と人事課で調整しておりますので、3月末までには決まると思います。

ほかにどうでしょうか。

教育総務課長

それではその他に入ります。(1) 県立秦野養護学校小学部・中学部(末広校舎)の設置についての説明をお願いいたします。

既にご報告させていただいている末広小学校に秦野養護学校の小・中学部の配置ということで、内容的には予定通り、本年の4月から秦野養護学校の小・中学部、名前はこれにはないですが、末広校舎というふうな形で俗称のほうは呼んでいるということで順調に進んできて、4月から新しく市内の養護学校に通う小・中学生については平塚まで行かなくて市内の末広に行くということで、通学自体軽減されるというふうなことでございます。開設するというご報告でございます。

望月委員長

何かありますか。

校長先生は向こうの落合のほうと行ったり来たりするんですか。

教育総務課長

校長は兼務ですので、秦野養護の校長が末広校舎も兼務しますが、一応、管理職相当の者が末広校舎に配属されることになっておりますので、それほど行ったりきたりということにはならないと思います。

望月委員長

これから管理はすべて県になりますか。

教育総務課長

そうなります。

望月委員長

よろしいですか。

学校教育課長

その他の案件はありますか。

本日、お配りしていますが、学校におけるインフルエンザの状況についてでございます。

1枚目の資料はこれまでの学級閉鎖や、学年閉鎖の状況を本日現在でまとめた一覧でございます。一番上に書いております通り、幼稚園では学年閉鎖が1学年、学級閉鎖が8学級。小学校は学級閉鎖が29学級。中学では学年閉鎖が1学年、学級閉鎖が4学級という状況でございます。学校ごとの一覧は下に載せております

2枚目をご覧いただきたいと思っております。インフルエンザの発生状況でございますが、こちらの資料につきましては昨年12月から1週間ごとに県と秦野管内をまとめた資料でございます。インフルエンザの報告実数と定点あたり、いわゆる1病院あたりの平均患者数を表にしたもので、下段はそれをグラフ化したものでございます。

下のグラフをご覧くださいますと、定点あたり、1病院あたりの平均人数、週ごとの推移を線グラフで表しております。四角が県全体を、三角が秦野管内を表しております。両方同じような線グラフの推移となっております。似たような状況といえると思います。また一番右に定点あたりの平均人数の数字が刻まれておりまして、10と30に破線が引かれておりますが、10を超えますと注意報が発令され、30になりますと警報が発令されるという数字になっております。秦野管内では先週で4週目に10人を超えましたので2月4日に注意報が発令されております。また30人を超えますと警報が発令されますが、まだ警報までには至っていないということでございます。

報告は以上になります。

望月委員長

何かご質問ありますか。

どうも対応ありがとうございました。インフルエンザの発生状況はこういうことで。

教育指導課長

卒業式・入学式に「日の丸・君が代」を強制しないで子どもが主人公となる式にしてくださいという要望書が渡されました。

以上です。

望月委員長

よろしいですか。

それでは、秘密会の前に次回の日程調整をお願いします。

望月委員長

— 一次回の日程調整 —

それでは秘密会としますので、関係者以外の退席を求めます。

— 関係者以外退席 —

望月委員長

[削除]

以上で2月の定例教育委員会会議は終わります。